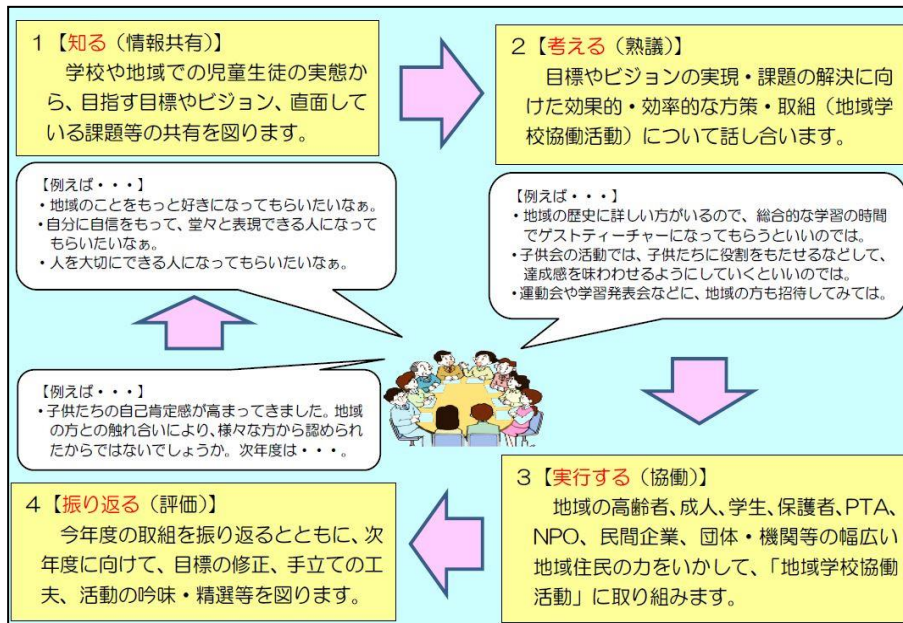


1 学校運営協議会でどんな内容を協議するのか？

学校運営協議会では、学校運営に関する「基本的な方針の承認」を行い、「学校や教育委員会への意見の申出」、「教職員の任用に関する意見の申出」を行う権限が法律上定められています。その会議体の機能を生かして、多くの学校で「学校評価」や「地域学校協働活動」についても協議が行われています。

なお、教職員の任用に関する意見については、教育委員会規則で定めることができます。(例：個人を特定しての意見は除く 等)

<協議イメージ>



2 「地域学校協働活動」とは？

地域学校協働活動とは、登下校指導、校庭整備、各教科等の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。本県で古くから取り組まれている教育振興運動の内容もこれにあたります。

大事なのは、学校運営協議会をとおして地域と学校が目指す子供の姿（目標やビジョン）を共有し、その実現に向け、必要な地域学校協働活動に取り組むということです。

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等が活動に関わることで、特色ある学校づくりが進むとともに地域の活性化（地域づくり）への貢献も期待されます。

【地域学校協働活動の例】

- 「早寝早起き朝ごはん」運動
- 「読書活動の推進」のための取組
- 「家庭学習の充実」のための取組
- 学習支援（ゲストティーチャー）
- 環境整備
- 郷土芸能
- 読み聞かせ
- 部活動指導
- 社会参加活動
- 登下校の見守り
- キャリア教育
- 「情報メディアとの上手なつきあい方」をめざした取組

本通信は下記ホームページに掲載しています。（※ダウンロード可能）

岩手県生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」
<http://www2.pref.iwate.jp/~hp1595/>



「まなびネットいわて」には、文部科学省が作成したパンフレットや全国の事例紹介があります。また、岩手県が作成した資料や県内の事例等の紹介もあります。ぜひ、ご覧ください。